

件名	松前町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
主管課	保険課
関係課	
改正対象	松前町国民健康保険条例施行規則（平成20年松前町規則第26号）
根拠法令等	松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年松前町条例第15号）
改正理由	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）が、療養のために休業したことにより給与収入が減少した場合に、傷病手当金を支給するため。
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・附則に傷病手当金（新型コロナウイルス感染症感染等に係るものに限る。）の支給等に関する規定を追加する。 ・療養費及び高額療養費の支給申請書の様式を定める。 ・保険給付の申請に当たって、提出を求めていた被保険者証について、提出を不要とする取扱いとするため、当該規定を定める。 ・第3条の「施行規則第27条の17第1項」を「施行規則第27条第16第1項」に改める。 ・様式を追加するため、「様式第1号」を「様式第3号」に、「様式第2号」を「様式第4号」に改める。
施行日	公布の日
【その他参考事項】	